

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
個人 事業主	補助	第2弾 酒田をもっと元気に！酒田のお店で最大30%戻ってくるキャンペーン	第2弾 酒田をもっと元気に！酒田のお店で最大30%戻ってくるキャンペーン	指定の支払いで、支払額の最大30%が決済30日後に戻ってくる		ポイント還元率 最大30%のPayPayボーナス(10,000円相当/月)	市内の小規模のPayPay加盟店(大手チェーン(コンビニエンスストア、ドラッグストア)などを除く) ※行政サービス利用料、商品券、プリペイドカード、回数券その他の有価証券、調剤、保険適用医療費等の購入は対象外 令和3年5月1日(土曜)から令和3年5月31日(月曜)まで	PayPayアプリに関するお問い合わせ PayPayカスタマーサポート窓口 0120-990-634	商工港湾課 26-5361	
個人	給付	特別児童手当受給世帯への支援金の支給	特別児童扶養手当受給世帯緊急支援	特別児童扶養手当受給世帯への支援金	令和2年4月分から6月分いずれかの特別児童扶養手当を受給されている方	特別児童扶養手当受給世帯へ緊急支援金を支給します。	令和2年4月分から6月分いずれかの特別児童扶養手当を受給されており、令和2年5月末現在で酒田市に住民登録のある方		福祉課発達支援室 26-6258	http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/svogafukushi/tokujikinkyushien.html
個人	給付	その他(社会福祉法人山形県社会福祉協議会)	住居確保給付金	住居確保給付金	生活困窮者	【支給額】35,000円～46,000円 【支給期間】原則3ヶ月(場合により最長9か月)	離職・廃業から2年以内または離職・廃業と同程度の状況にある方【要件】・収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと	酒田市社会福祉協議会 25-0350	福祉課福祉援護係 26-5730	
個人	給付	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	酒田市国民健康保険加入中の被用者	【支給額】(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数 【適用期間】令和2年1月1日～令和3年6月30日(予定)の間で療養のため仕事に就けない期間(入院が継続する場合などは最長1年6か月)	以下の要件をすべて満たす方 ・給与の支払いを受けている酒田市国保加入者(自営業、フリーランスの方は除く) ・新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために仕事に就けなかった方(担当医師の意見をもとに判断) ・連続3日間の休業(待期)を含め、4日以上仕事に就けなかったこと ・給与を受けていないこと(手当など給与を一部でも受けている場合は減額)		国保年金課 26-5727	http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/kenkohoken/kokuho0220200421.html
個人	給付	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	後期高齢者医療保険加入中の被用者	【支給額】(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数 【適用期間】令和2年1月1日～令和3年6月30日(予定)の間で療養のため仕事に就けない期間(入院が継続する場合などは最長1年6か月)	以下の要件をすべて満たす方 ・給与の支払いを受けている後期高齢者医療保険加入者(自営業、フリーランスの方は除く) ・新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために仕事に就けなかった方(担当医師の意見をもとに判断) ・連続3日間の休業(待期)を含め、4日以上仕事に就けなかったこと ・給与を受けていないこと(手当など給与を一部でも受けている場合は減額)	山形県後期高齢者医療広域連合 0237-84-7100	介護保険課 26-5729	http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/kenkohoken/koukikourei/kaigo052020063015401.html
個人	給付	新生児子育て特別応援金給付事業	新生児子育て特別応援金給付事業	新生児の保護者に対し10万円給付	4月28日～令和3年4月1日に生まれた新生児	県の5万円の応援金に本市で5万円を加算して10万円を給付。	対象は、本市に出生後最初の住民登録をされた新生児。受給できるのは、対象児の出生日から応援金の申請日まで継続して本市の住民基本台帳に記録されている保護者。申請期限/令和3年4月30日		子育て支援課 子育て支援係 26-5734	http://www.city.sakata.lg.jp/kosodate/kosodate/kosodateshien/shinseijoen.html
個人	支援	保育所等の臨時休園(所)に伴う医療従事者等の子どもの代替保育事業(市)	・新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園に伴う代替保育事業 ・新型コロナウイルス感染症による学童保育所等の臨時休園に伴う代替学童保育事業	市内で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者を確保する必要があることから、医療従事者等の子どもの預かりが必要な家庭への対応として実施	両親が医療機関等に勤務する家庭で、利用要件を満たし、利用登録をした就学前児童及び学童保育所利用児童	・利用している保育所等(学童保育所)が新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園(所)した場合に、代替保育(代替学童保育)を実施する。	①保育所等に入所している就学前児童や学童保育所を利用して一緒に生活する保護者(父及び母)が医療従事者等であること。 ②酒田市に住所を有し、本市又は本市以外の保育所等に入所している児童や学童保育所を利用している児童 ③利用登録の申請をし、利用証の交付を受けた児童		子育て支援課 保育支援係 26-5735(月～金8:30～17:15)	【代替保育】 http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/iryo/kansen/covid_19/syoutyuu_gakkouhoiku/kosodate.html 【代替学童保育】 http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/iryo/kansen/covid_19/syoutyuu_gakkouhoiku/gakudouhoikusyotaiou.html
個人	助成	支援金(国)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者に対して休業前賃金の8割を支給	休業手当が支給されなかった労働者(パート・アルバイト含む) ※シフト制の方や短時間休業なども対象となります。 ※大企業の一部の非正規雇用労働者も対象に追加されました	【中小企業労働者】 休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を支給 【大企業非正規雇用労働者】 休業前賃金の8割もしくは6割(日額上限11,000円)	(1)令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者 (2)令和2年4月1日から6月30日まで及び令和3年1月8日以降(令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降)に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けられなかった労働者 ※雇用保険被保険者ではない方も対象	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話0120-221-276(月～金8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15)	商工港湾課 26-5757	https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
個人	減免	後期高齢医療保険料の減免	後期高齢医療保険料の減免	後期高齢医療保険料の減免	後期高齢医療保険の被保険者	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の被保険者等に係る後期高齢医療保険料の全部又は一部を減免します。 (令和元年度及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来するもの)	新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・・・全部減免 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる世帯・・・一定の割合で全部又は一部減免	山形県後期高齢者医療広域連合 0237-84-7100	介護保険課後期高齢者医療係 26-5729	http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/kenkohoken/koukikourei/kaigo05202.html
個人	減免や軽減	市税などの減免	市民税、固定資産税、国民健康保険税の減免	市民税、固定資産税、国民健康保険税の減免	各納税義務者	所得の減少などにより納付が著しく困難になったと認められる個人に対し市民税、固定資産税、国民健康保険税を減免します。	【対象税額】納付が困難となった事由の生じた日以降かつ申請日以降に到来する納期において、納付すべき当該年度分について一定の割合で適用。 【個別相談】生活状況や資産状況などの調査(必須)		・市民税 税務課市民税係 26-5712 ・固定資産税 税務課固定資産係 26-5715 ・国民健康保険税 税務課税制係 26-5711	
個人	減免や猶予	その他(日本年金機構)	国民年金保険料の免除、納付猶予制度(臨時特例措置)	国民年金保険料の免除・納付猶予	国民年金第1号被保険者	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合に、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで国民年金保険料の免除申請ができます。	【対象期間】令和元年度分として、令和2年2月から令和2年6月まで。令和2年度分として令和2年7月から令和3年6月まで。 【対象となる条件】以下のいずれにも該当する場合 ・令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 ・令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる者。	鶴岡年金事務所 0235-23-5040	国保年金課 26-5728	日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/
個人	減免や軽減	介護保険料の減免	介護保険料の減免	介護保険料の減免	介護保険料の納付義務者	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の全部又は一部を減免します。 (令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されているもの)	新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・・・全部減免 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる世帯・・・一定の割合で一部減免	介護保険課事業管理係 0234-26-5363		
個人	猶予	保険料の支払い猶予	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	災害や病気、事業の廃止・休止、著しい損失等により、一時に後期高齢医療保険料の納付が困難になった方	申請に基づき、原則として6か月以内の期間に限り、その徴収を猶予します。	保険料の徴収猶予の審査・決定は山形県後期高齢者医療広域連合で行います。	山形県後期高齢者医療広域連合 0237-84-7100	介護保険課 26-5729	山形県後期高齢者医療広域連合ホームページ http://www.vamagata-kouiki.jp/
個人	猶予	市税などの猶予	市税・国民健康保険税などの支払い猶予	市税の支払い猶予	災害や病気、事業の廃止・休止、著しい損失等により、一時的に納税が困難になった方	申請に基づき、原則として一年以内の期間、その徴収を猶予します。	納付困難な事由が発生した時期以降の納期限のもの(新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、令和3年2月1日までの納期限のもの)。 詳細は問い合わせください。		納税課 相談窓口 26-5719	http://www.city.sakata.lg.jp/kenko/iryu/kansen/covid_19/seikatsushien/zei/nozeiyuyotokurei.html
個人	猶予	保険料の支払い猶予	介護保険料の徴収猶予	介護保険料の徴収猶予	災害や病気、事業の廃止・休止、著しい損失等により、一時に介護保険料の納付が困難になった方	申請に基づき、原則として6か月以内の期間に限り、徴収を猶予します。	納付困難な事由が発生した時期以降の納期限のもの(新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、令和2年1月31日以降)。 詳細は問い合わせください。		介護保険課 26-5363	
個人	貸付	その他(社会福祉法人山形県社会福祉協議会)	生活福祉資金(緊急小口資金)	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付	生活困窮者	【貸付限度額】原則として、1世帯につき1回限り10万円以内(条件により20万円以内)【据置期間】貸付の日から1年以内【償還期間】据置期間終了後2年以内【貸付利子】無利子	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。	酒田市社会福祉協議会 25-0350	福祉課地域福祉係 26-5731	
個人	貸付	その他(社会福祉法人山形県社会福祉協議会)	総合支援資金(生活支援費)	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付	生活困窮者	【貸付限度額】(単身)月15万円以内(2人以上)月20万円以内 【貸付期間】原則3月以内 【据置期間】貸付の日から1年以内 【償還期間】据置期間終了後10年以内 【貸付利子】無利子	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	酒田市社会福祉協議会 25-0350	福祉課地域福祉係 26-5731	
個人	貸付	資金貸付(国)	母子父子寡婦福祉資金(生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付)	就業環境に影響を受けるひとり親家庭等に対する生活資金の貸付	ひとり親家庭	生活福祉資金の貸付。月額105,000円を最大6か月間。	児童扶養手当受給世帯、税等の滞納なし、債務が収入の20%以下、要連帯保証人。		子育て支援課 26-5734	https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/kosodate/qanda/7010002bosikafu.html

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
事業主	補助金	補助金(市)	酒類小売業応援補助金	酒類の販売数量が減少している一般酒類小売業事業者に対して補助金を交付	以下の要件を全て満たした方 ・一般酒類小売業免許を有する事業者(コンビニ、ドラッグストア、スーパー等を除く) ・令和元年度と令和2年度を比較し、酒類の販売数量が15%以上減少	酒類販売数量の減少数に応じて、最大40万円を交付	市税に滞納がないこと	商工港湾課 26-5361	商工港湾課 26-5361	
事業主	助成	助成金(国)	産業雇用安定助成金	出向運営経費、出向初期経費の一部助成	大企業、中小企業、小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。 ○出向運営経費 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。 ○出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。	【対象】雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向) 【前提】雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと ※その他要件あり	ハローワーク酒田 0234-27-3111 山形労働局職業安定部 職業対策課 0236-26-6101	商工港湾課 26-5757	https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html
事業主	助成	支援金(県)	山形県正社員雇用促進奨励金(離職者支援)	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた県内労働者の早期再就職を促進するため、当該離職者を雇い入れた事業者に対し、奨励金を支給	新型コロナウイルス感染症に起因した離職者を正社員雇用した事業者	中小企業等 30万円/人 大企業 10万円/人	・次の各号に掲げる要件のいずれも満たす事業者 (1) 第2条に規定する対象者を、正規雇用労働者として、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの間に、新たに雇入れかつ1か月以上継続雇用していること。 (2) 山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること ・令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症に起因して解雇・雇止めされた労働者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす離職者 ア 雇入れ日において県内に居住かつ県内事業所に勤務する者 イ 解雇・雇止め時、県内に居住かつ県内事業所に勤務していた者 ウ 雇入れ事業主との関係において、雇入れの前日から過去6か月間に、当該雇入れ事業主において就労したことがない者 エ 対象者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族(配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族)でない者	県産業労働部雇用対策課 023-630-3245	商工港湾課 26-5757	https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/seisyain202010.html
事業主	助成	助成金(国)	雇用調整助成金(特例の拡充) ※アルバイトなどの雇用保険被保険者以外は「緊急雇用安定助成金」	休業手当、賃金等の一部助成	大企業、中小企業、小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)に対し休業手当などの一部を助成する助成金です。新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置が拡大されました。 【緊急対応期間】令和2年4月1日～令和3年4月30日 【助成率】企業規模による ※1人1日当り15,000円を上限 【支給限度日数】1年間で100日間(3年間で150日間) + 上記対象期間	●生産指標要件緩和(1カ月5%以上低下) ●雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める(「緊急雇用安定助成金」) ●休業等計画届の提出が不要 ●クーリング期間を撤廃 ●被保険者期間要件の撤廃 ●申請書類の大幅な簡素化	ハローワーク酒田 0234-27-3111 山形労働局職業安定部 職業対策課 0236-26-6101 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999(土日・祝日含む9時～21時)	商工港湾課 26-5757	https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page_07.html
事業主	助成	助成金(国)	小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業者向け)	年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業者に対する助成金	大企業、中小企業、小規模事業者	【適用日】令和3年1月1日から令和3年3月31日までに取得した休暇 【助成率】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※1人1日当り15,000円を上限	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等した小学校等に通う子どもの保護者を雇用する事業主 ②新型コロナウイルスに感染した感染した子どもなど、小学校等を休む必要のある子どもの保護者を雇用する事業主 ◆保護者が自主的な判断で休ませた場合は対象外	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999(土日・祝日含む9時～21時)	商工港湾課 26-5757	https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page_07_00002.html

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
事業主	助成	支援金(国)	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	個人事業主	【適用日】令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間において就業できなかった日 【支援額】7,500円(日額) 【支援対象】保護者(子どもの世話を一時的に補助する親族を含む)	●保護者であること(子どもの世話を一時的に補助する親族を含む) ●対象期間中に①または②の子どもの世話をを行うこと ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども ●小学校等の臨時休業等の前に業務委託契約等を締結していること ●小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999(土日・祝日含む9時~21時)	商工港湾課 26-5757	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
事業主	融資	利子補給制度(国)	特別利子補給制度	利子補給	・個人事業主・小規模事業者・中小企業者	日本政策金融公庫などの「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」もしくは商工中金などによる「危機対応融資」により借入れを行った、売上げが減少された方に利子補給を行います。 【期間】借入後当初3年間【補給対象上限】(日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円(商工中金)危機対応融資1億円	①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高20%減少	新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局コールセンター 0570-060515	商工港湾課 26-5361	https://www.smri.go.jp/news/2020/riho.html
事業主	融資	利子補給制度(国)	特別利子補給制度	利子補給	・生活衛生関係の事業を営む方 ・生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方	日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した方に対して、利子補給を行います。 【期間】借入後当初3年間【補給対象上限】3,000万円	①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高20%減少	新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局コールセンター 0570-060515	商工港湾課 26-5361	https://www.smri.go.jp/news/2020/riho.html
事業主	融資	融資制度(県)	新型コロナウイルス感染症対応資金	経営の安定を図るため運転資金を融資	個人事業主、中・小規模事業者	個人事業主(フリーランス含む)や売上高が急減している中・小規模事業者に融資します。 【金利】1.6%、ただし減少率によっては当初3年間無利子	最近1か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していることなど	山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北都銀行(酒田支店)、商工中金(酒田支店)など	商工港湾課 26-5361	https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/folder=kinvu/17shikin.html
事業主	融資	融資制度(国)	新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高が急減している事業者に対する融資	個人事業主・小規模事業者・中小企業者	個人事業主(フリーランス含む)や売上高が急減している中・小規模事業者について、実質的に無利子で融資します。 【金利】 当初3年間中小事業0.21%国民事業0.46% 4年目以降中小事業1.11%国民事業1.36%	前年同期比の売上が5%以上減少した企業	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505 日本政策金融公庫酒田支店:0234-22-3120	商工港湾課 26-5361	
事業主	融資	融資制度(国)	小規模事業者経営改善資金の別枠化(新型コロナウイルス対策マル経)	事業者への金利を引き下げた融資	小規模事業者	1,000万円の範囲内で、当初3年間、現在の基準金利1.21%から0.9%を引き下げ、0.31%、4年目以降中小事業1.21%で融資します。	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505 日本政策金融公庫酒田支店:0234-22-3120	商工港湾課 26-5361	
事業主	融資	融資制度(県)	地域経済変動対策資金	経営の安定を図るため運転資金を融資	中小企業者、小規模事業者	経営に支障をきたしている県内中小企業者の経営の安定を図るため運転資金を融資します。 【金利】1.6%	最近1か月の売上高が前年同期に比して減少していることなど	山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北都銀行(酒田支店)、商工中金(酒田支店)など	商工港湾課 26-5361	https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/folder=kinvu/17shikin.html
事業主	融資	融資制度(国)	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)など	企業維持上緊急に必要な資金の融資	中小企業者・小規模事業者	企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金を融資します。 【金利】基準金利:中小事業1.11%、国民事業1.91%	「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる中小事業者も含む	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505	商工港湾課 26-5361	https://www.ifc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html
事業主	融資	融資制度(国)	衛生環境激変対策特別貸付	生活衛生関係営業業者への資金融資	中小企業者・小規模事業者【旅館業・飲食店営業および喫茶店】	生活衛生関係営業業者の経営を安定させるために必要な運転資金を融資します。 【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【金利】基準金利:1.86%。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%	最近1か月の売上高が前年同期比10%以上減少し、今後も減少が見込まれることなど	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505 日本政策金融公庫酒田支店:0234-22-3120	商工港湾課 26-5361	https://www.ifc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html
事業主	融資	融資制度(国)	危機対応融資	売上高が急減している事業者に対する融資	個人事業主・小規模事業者・中小企業者	個人事業主(フリーランス含む)や売上高が急減している中・小規模事業者に融資します。 【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 当初3年間0.21% 4年目以降1.11%	次のいずれかに該当する方 ・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ・前年(前々年)同期と単純に比較できない場合などは、最近1か月の売上高が、a~cのいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の売上高平均額	商工組合中央金庫相談窓口:0120-542-711 商工組合中央金庫酒田支店:0234-24-3922	商工港湾課 26-5361	

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
事業主	融資	融資制度(国)	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高が急減している生活衛生関係の事業を営む方への融資	生活衛生関係の事業を営む方	売上高が急減している生活衛生関係の事業を営む方について融資します。 【資金の使いみち】 運転資金、設備資金(振興計画認定組合の組合員の方) 設備資金(振興計画認定組合の組合員以外の方) 【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利当初3年間0.36%、4年目以降1.26%	次のいずれかに該当する方 ・最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ・前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505 日本政策金融公庫酒田支店:0234-22-3120	商工港湾課 26-5361	
事業主	融資	融資制度(国)	生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経)	売上高が急減している、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者について融資	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方	売上高が急減している、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者について融資します。 【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利当初3年間0.31%、4年目以降1.21%	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505 日本政策金融公庫酒田支店:0234-22-3120	商工港湾課 26-5361	
事業主	信用保証	信用保証制度(県・市)	危機関連保証	信用保証協会の債務保証限度枠の別枠化等	・中小企業者 ・小規模事業者	信用保証協会の債務保証限度枠の別枠化等を実施【保証料】お客様負担なし※年0.8%の保証料のうち県・市・保証協会が協同し、又は国が負担	最近の売上高等が前年同期比15%以上減少していること等	市商工港湾課Tel.26-5361	商工港湾課 26-5361	http://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/kigyo/shienseido/nethosvouseido.html
事業主	信用保証	信用保証制度(県・市)	セーフティネット保証4号	信用保証協会の債務保証限度枠の別枠化など	中小企業者、小規模事業者	信用保証協会の債務保証限度枠の別枠化などを実施【保証料】なし※年1%の保証料のうち県・市・保証協会が協同し、又は国が負担	指定地域(47都道府県)で1年以上継続して事業を行っているもの 最近の売上高等が前年同期比20%以上減少していることなど	市商工港湾課Tel.26-5361	商工港湾課 26-5361	http://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/kigyo/shienseido/nethosvouseido.html
事業主	信用保証	信用保証制度(県・市)	セーフティネット保証5号	信用保証協会の債務保証限度枠の別枠化など	中小企業者、小規模事業者	信用保証協会の債務保証限度枠の別枠化などを実施【保証料】お客様負担なし※年1%の保証料のうち県・市・保証協会が協同し、又は国が負担	指定業種に属する中小企業者 最近の売上高等が前年同期比5%以上減少していることなど	市商工港湾課Tel.26-5361	商工港湾課 26-5361	http://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/kigyo/shienseido/nethosvouseido.html
事業主	補助金	バス事業維持対策支援金(県・市)	バス事業維持対策支援金	コロナ禍で乗客の低迷に苦しむ定時路線バス運行事業者に対して県と市が協調して車両維持費を支援	バス事業者	①路線バス(市内完結路線)に使用される車両を県と市が各1台10万円補助(最大10台) ②路線バス(市町村を跨ぐ路線)に使用される車両を県が1台20万円補助 ③貸切バス車両に県が1台10万円補助	①本市に本社または営業所がある路線バス事業者が使用する車両(県・市) ②県内に本社または営業所がある路線バス事業者が使用する車両(県) ③貸切バス事業者(県)	①市都市デザイン課Tel.26-5756 ①②③山形県総合交通政策課Tel.023-630-3417	都市デザイン課地域公共交通係 26-5756	
事業主	補助金	タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金(県)	タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金(県)	コロナ禍で乗客の低迷に苦しむタクシー・ハイヤー事業者に対して県が車両維持費を支援	タクシー・ハイヤー事業者	1台5万円	タクシー・ハイヤー事業者	山形県総合交通政策課Tel.023-630-3417	都市デザイン課地域公共交通係 26-5756	
事業主	補助金	交付金(国)補助金(県)	学童保育所保育料臨時補助事業費補助金	新型コロナウイルス感染症対策により本市から休所(登所自粛)の要請を受け、学童保育所利用しなかった保護者に対し、その日数に応じて学童保育所が保護者へ日割りした保育料を返還する場合、その日割り保育料を補助。	学童保育所運営者	日割保育料の上限額は、保護者が支払った月額保育料を対象期間中に学童保育所を利用しなかった日の属する月の学童保育所の開所日数で除して得た額に、対象期間中学童保育所を利用しなかった日数を乗じた額を上限額とし補助。	対象となる保育料は、本市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために保育所の利用を自粛要請した期間中の保育料を日割りしたものに限る。また当該保育料は月額保育料のみを対象とし、おやつ代や延長保育料等のその他費用は含めない。		子育て支援課 保育支援係 26-5735	
事業主	委託料	交付金(国)補助金(県)	放課後児童健全育成事業(感染症対策加算)	学校休業により臨時で学童保育所を開所した場合の運営費を補助	学童保育所運営者	以下の経費を委託料として支払う。 ①臨時休業時特別開所支援加算:平日において午前中から開所した日数×11,000円または実支出額のいずれか少ない額 ②臨時休業時特別開所人材確保支援加算:平日において午前中から開所した日数×21,000円又は当該期間における実支出額のいずれか少ない額 ③臨時休業時障がい加算:障がい児が2人以下の場合は平日において午前中から障がい児を受け入れた日×6,000円。障がい児が3人以上の場合は、2人以下の場合の金額+平日において午前中から障がい児を受け入れた日数×6,000円	①臨時休業時特別開所支援加算:臨時休業時特別開所人材確保支援加算との併用はできない。酒田市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱との併用はできない。飲食物にかかる経費は除く。 ②臨時休業時特別開所人材確保支援加算:人材確保等に要する経費のみ(飲食物にかかる経費は除く) ③臨時休業時障がい児加算:本加算は障がい児加算の要件等を準用する。		子育て支援課 保育支援係 26-5735	

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
農業・漁業を営む方	融資	融資制度(国)	農業近代化資金	農業を営む者等に対する長期低利資金の融資	認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など	意欲と能力を持つ農業を営む方などに対し、経営改善に必要な施設資金などを円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。	●借入限度額: 農業を営む者個人1800万円、法人・団体2億円 ●農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額) ●0.30%(令和3年3月18日現在) 認定農業者特例: 借入期間に応じて0.16%~0.30%(借入額が個人180万円(法人360万円)まで) ●償還期限: 資金用途に応じ7~20年以内(据置2~7年以内) ●融資率: 原則80%以内 ※認定農業者に対する特例: ・融資率100% 以内 ※新型コロナウイルス緊急対策として、実質無担保化、貸付当初5年間実質無利子化、農業信用基金の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除となります。	●JA庄内みどり 26-5545 ●JAそでうら 92-4755	農政課 26-5766	https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/06/pdf/1_0646.pdf
農業・漁業を営む方	融資	融資制度(国)	経営体育成強化資金	投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための長期低利融資	農業を営む方(主業農業者)、認定新規就農者、集落営農組織など	意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫などが融資します。	●借入限度額 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①~③の合計額 ①前向き投資資金 負担額の80% ②償還負担軽減資金 再建整備資金 個人1,000万円~2,500万円 法人4,000万円 償還円滑化資金 経営改善期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額 ③事業再生支援資金 負担額の100% ●償還期限 25年以内(うち据置3~10年以内) ●借入金利 0.30%(令和3年3月18日現在) ※新型コロナウイルス緊急対策として実質無担保化、貸付当初5年間実質無利子化となります。	(株)日本政策金融公庫山形支店 023-625-6135	農政課 26-5766	https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/06/pdf/1_0646.pdf
農業・漁業を営む方	融資	融資制度(県)	災害・経営安定対策資金	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した農林漁業者に対する無利子での融資	新型コロナウイルス感染症の影響で直近1か月の売上高が前年同期と比べて10%以上減少している農業者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した農林漁業者の経営安定のために、県と市で金融機関に利子補給措置を講ずることにより、無利子資金を融通します。	●借入限度額: 500万円 ●借入金利: 利子補給により実質無利子化 ●償還期限: 5年以内(措置期間1年以内) ※貸付期間は令和3年6月30日まで	●JA庄内みどり 26-5545 ●JAそでうら 92-4755	農政課 26-5766	https://www.pref.yamagata.jp/documents/8324/singatakoro_nasikintirasi4.pdf

酒田市新型コロナウイルス感染拡大に関連する支援情報(令和3年4月1日現在)

※朱書き、網掛けは前回からの修正箇所です。

対象	分類	種別	制度名	概要	対象者	内容	条件等(概略)	お問合せ先	市役所問合せ先	ホームページ
農業・漁業を営む方	-	花プレゼント	ご結婚 花のプレゼント事業	新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している花き生産者の支援のため、婚姻の届出をされた市民の方へのお祝いの記念品として、酒田産の花をプレゼントする。	以下の要件を全て満たした方。 ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻された方。 ②本市に婚姻の届出をされた方のうち、市内に住所を有する方。	市役所市民課または各総合支所の窓口に婚姻の届出をされた方で、対象要件を満たす方に、酒田産の花をプレゼントします。	以下の要件を全て満たす方。 ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻された方。 ②本市に婚姻の届出をされた方のうち、市内に住所を有する方。	農政課総合農政係 26-5792	農政課総合農政係 26-5792	http://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/shohi_hanrokakudai/nosei20200514.html
個人	相談	DV相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談			①電話相談(24時間対応) ②SNS相談、メール相談 ③外国人相談者向け相談 ④ウェブ面談	DV相談+(プラス):0120-279-889 つなぐはやく(24時間対応) ②~④はホームページ(https://soudanplus.jp)を参照		(https://soudanplus.jp)
個人	相談	DV相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談		発信場所から最寄りの相談窓口に、あなたがかけた電話を自動転送します		DV相談ナビ: #8008 はれれば		
個人	相談	女性のための相談・DV相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談		電話相談・面談			酒田市子育て支援課 :0234-24-0981(月~金 9:00~17:15)	
個人	相談	女性のための相談・DV相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談	ドメスティックバイオレンスに関する相談		電話相談・面談			酒田市男女共同参画推進センター ウィズ:0234-26-5616(月~金9:00~16:00)	
個人	相談	児童虐待の通報・相談						児童相談所全国共通ダイヤル:189 いちはやく 庄内児童相談所:0235-22-0790 酒田市子育て支援課: 0234-24-0981		
個人	相談	DV相談				電話相談又は面談		配偶者暴力相談支援センター(月~金8:30~17:15) ・山形県女性相談センター:023-627-1196 ・山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課:0235-66-4759		